

# 令和4年度第1回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

## 1 日 時

令和4年6月9日（木） 午後2時30分～午後3時10分

## 2 場 所

甲斐市役所本館3階 大会議室

## 3 出席者

### (1) 運営協議会委員

18名のうち16名出席

### (2) 事務局

市民部長、収納課長、保険課長、国民健康保険税係長、国民健康保険給付係長、国民健康保険税係員3名

## 4 内 容

### (1) 令和4年度甲斐市国民健康保険税の試算結果について（報告）

#### ①説明の要旨

- ・保険税率については、医療保険分の所得割を6.7%から6.1%に、また、平等割を22,600円から18,100円に引き下げる税率改正となっている。
- ・令和4年6月1日現在で試算した結果として本算定試算合計の調定額は、13億695万9千円に対し目標収納率94.60%を乗じた、収入見込額は、12億3,638万3千円となる。
- ・収入見込額と予算額合計の収入見込額12億8,700万円を比較すると、5,061万7千円下回っているが、転入者など令和4年1月1日に本市に居住されていなかった被保険者の所得について、現在照会中であるので、今後本算定時に反映され、予算額に近い収入見込額となり、国保会計に必要な収入が確保できるものと考えている。
- ・世帯数・被保険者数状況について、社会保険の加入適用拡大や75歳年齢到達による後期高齢者医療保険制度への移行などにより、被保険者は減少傾向にあるが、令和2年度以降はコロナ禍の影響もあり減少幅は少なくなっている状況である。
- ・調定額の状況については、令和3年度本算定では1人当たりの調定額92,549円に対し、本年度算定では、86,052円となり6,497円の減額を見込む結果となった。本年度税率改定においては、1人当たり調定額を約5千円減額する見込みであったが、1,500円程、更に減額となる見込みである。

減額となった要因については、税率の引き下げとともに、本年度から導入された、未就学時にかかる均等割保険税の 5 割軽減措置によるものと捉えている。

- ・国民健康保険税の軽減については、未就学児数に対する均等割 5 割軽減が 345 人に適用され、軽減額は医療分 2,725,245 円後期高齢者支援分 930,845 円を見込んでおり、この軽減額については国から 1/2、県から 1/4 の財政措置が講じられるものである。
- ・保険税の限度額超過については、本年度は地方税法の改正に伴い医療保険分の課税限度額が 63 万円から 65 万円に、後期高齢者医療支援金分の課税限度額が 19 万円から 20 万円に引き上げとなった。
- ・令和 3 年度の国保特別会計決算概要については、令和 2 年度と比較し、大きな変動はなかった。歳入合計 69 億 2 万 6 千円に対し、歳出合計 68 億 3,546 万 2 千円となり、歳入歳出差引額は、6,456 万 4 千円の黒字決算となった。また、国保財政調整基金の残高については、14 億 9,917 万 6 千円となり、基金の活用については、今後積極的に検討を進めていく必要があると認識している。
- ・令和 3 年度収入済額は 14 億 5,209 万 2 千円であり、現年度分の収納率は、94.63%、滞納繰越分の収納率は 30.17%であり、令和 2 年度と比較し現年度分が 0.42 ポイント上昇した。
- ・被保険者の年齢階層及び所得階層を集計した本市の状況は、年齢階層では、65 歳から 75 歳の被保険者が全体の 47%、また、課税所得金額が 0 となる所得階層 43 万円以下の世帯が全体の 33.4%を占めており、高齢者、低所得者などを多く抱えている現状である。
- ・平成 30 年度からは県と市町村が共同して国民健康保険の運営を担っており、財政運営の安定は保てるものと見通すが、今後も適正な課税及び収納課との連携を図りながら収納率の向上に努め健全な国保財政を運営していく。

## ② 主な質疑 なし

## (2) その他

### ①説明の要旨

- ・国民健康保険税減免措置の適用期限の延長について、令和 4 年 5 月 19 日の甲斐市臨時議会において、国民健康保険条例の一部改正を行い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による、被保険者にかかる国民健康保険税の減額措置に対する国の財政支援の期限が延長されたことにより、適用期限を令和 4 年 3 月 31 日から令和 5 年 3 月 31 日までに 1 年間延長する。
- ・新型コロナウイルス感染症等により休業した場合の傷病手当金について、国の財政支援が延長されたことにより、適用期間を令和 4 年 6 月 30 日から 9 月 30 日までに 3 か月間延長する。

## ②主な質疑

- ・ 傷病手当金について、具体的な運用においてどのような基準か。

⇒それぞれの給与所得や新型コロナウイルス感染症による傷病期間により算出するものであり定額で支給されるようなものではない。具体的には、対象になる期間は、新型コロナウイルスへの感染又は感染の疑いで傷病休暇を3日連続で取得した場合の4日目以降となる。また、支給金額については、直近の継続した3か月間の給与収入の合計を就労日数で割ったものに傷病休暇日数をかけ、その3分の2について支給されるものである。